



※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

# 収支報告書 (令和 3 年分)

(ふりがな)

(くまがいとしひとこうえんかい)

- 1 政治団体の名称 熊谷俊人後援会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉市中央区神明町5-19クレセントビル2階
- 3 代表者の氏名 鳥越 將功
- 4 会計責任者の氏名 秋山 忍

### 問合せ先

(担当者) 近藤 綾

(電話) 043-441-7739

### 【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、すべての領収書を保管すること。

### 国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

- 第1号に係る国会議員関係政治団体
- 第2号に係る国会議員関係政治団体
  - ・公職の候補者の氏名 \_\_\_\_\_
  - ・公職の種類 \_\_\_\_\_  
(該当する方に○→) (現職・候補者)
  - ・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
  - 1年を通じて適用
  - 対象年の途中での適用の異動あり  
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)  
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体(後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 有	
-----	
(以下 指定「有」の場合のみ記載)	
・公職の種類	_____
(該当する方に○→)	( 現職 ・ 候補者 )
・資金管理団体の届出をした者の氏名	_____
・資金管理団体の指定の期間	
<input type="checkbox"/> 1年を通じて適用	
<input type="checkbox"/> 対象年の途中での適用の異動あり (「異動あり」の場合のみ以下を記入) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	

### 注意

- (1) この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
- (2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
- (3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと)

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
384430			

5 ✓

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)宣誓書は提出しなければならない。

## 1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②) .....	0	1	0	←	十億	百万	千	円	22,333,208
① (前年からの繰越額) .....	0	2	0	↗					5,409,274
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....	0	3	0	↘					16,923,934
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....	0	4	0						17,605,852
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ( (1)-(2) ) .....	0	5	0						4,727,356

## 2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、010~050の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費									
金 額 A .....	0	6	0	←	十億	百万	千	円	2,036,000
員 数 .....	0	7	0						1,018 <sup>人</sup>

(2) 寄 附									
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番			金 額					備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	8	0	十億	百万	千	円	9,839,788	↗
[ うち 特 定 寄 附 ]	0	9	0					0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1	0	0					0	↘
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1	1	0					5,000,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0					14,839,788	←
[ 寄附のうち寄附のあっせんによるもの ]	1	3	0					0	↗
イ 政 党 匿 名 寄 附	1	4	0					0	
合 計 B (ア+イ)	1	5	0					14,839,788	←

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。  
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その6)

(6) その他の収入				金 額				収 入	備 考
摘 要				十 億	百 万	千	円	年 月 日	
800			こ の 頁 の 小 計				0		
810			1 件 10 万 円 未 満 の も の				48,146		→※10万円未満のその他の収入については、 合算してこの欄に記載すること。
900			合 計 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">G</span>				48,146		

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。  
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
		牧野智成	8,000	R3.1.4	千葉県習志野市奏の杜3-13-15	会計士	
		和田稔	8,000	R3.1.8	千葉県千葉市緑区大膳野町4-428	無職	
		山口一夫	33,000	R3.1.21	千葉県南房総市千倉町北朝夷2316-5	会社役員	
		青木拓也	98,000	R3.1.21	千葉県香取郡多古町飯笹77-1	会社役員	
		曾子孝夫	98,000	R3.1.22	千葉県富津市二間塚1679-2	会社役員	
		田澤一宏	50,000	R3.1.26	千葉県山武郡横芝光町北清水1242-8	会社役員	
		太宰真澄	98,000	R3.1.26	千葉県八千代市上高野2073-4	会計士	
		大藤隆一	198,000	R3.1.29	千葉県山武市松尾町八田2715-2	会社役員	
		前田純夫	100,000	R3.2.1	千葉県袖ヶ浦市のぞみ野46-22	会社役員	
		戸田栄造	100,000	R3.2.12	千葉県柏市十余二403-4	会社役員	
		武藤清志	3,000	R3.2.12	千葉県千葉市花見川区花園1-15-3	団体役員	
		山本篤子	50,000	R3.2.12	千葉県習志野市秋津3-3-2-2	団体役員	
		名川文清	8,000	R3.2.13	千葉県柏市十余二313-173ルイシャトレ柏の葉キャンパス604号	団体役員	
		鳥越浩	48,000	R3.2.19	千葉県千葉市中央区末広2-13-1-707	団体役員	
		野口恭男	50,000	R3.2.25	東京都新宿区新小川町6-18-708	会社役員	
8	0	0	この頁の小計				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
	山本陽子	20,000	R3. 2. 25	千葉県習志野市秋津3-3-2-2	団体役員	
	小高康平	97,583	R3. 2. 25	千葉県八街市八街ほ1039-3	会社役員	
	岩崎千恵子	10,000	R3. 3. 1	千葉県松戸市八ヶ崎8-9-7	会社員	
	小金晴男	80,000	R3. 3. 2	千葉県館山市塩見233-4	会社役員	
	中嶋貴明	10,000	R3. 3. 2	千葉県船橋市宮本1丁目4番14-1号	税理士	
	三井美和香	98,000	R3. 3. 3	千葉県千葉市中央区登戸1-10-10	団体役員	
	大矢誠貴	400,000	R3. 3. 3	千葉県船橋市西習志野3-26-5	会社役員	
	大須賀宏	8,000	R3. 3. 4	千葉県成田市橋賀台1-35-3	会社役員	
	間宮大輔	48,000	R3. 3. 5	千葉県南房総市和田町白渚629	会社役員	
	金子賢	100,000	R3. 3. 5	千葉県四街道市和良比276-33	会社役員	
	志摩忠明	48,000	R3. 3. 5	千葉県山武郡横芝光町栗山2943-41	会社役員	
	横山實	8,000	R3. 3. 9	東京都港区赤坂4-11-9	教授	
	大矢中	3,000	R3. 3. 9	千葉県流山市駒木台410-43	会社員	
	渡辺道子	10,000	R3. 3. 16	千葉県千葉市中央区祐光1-6-5	会社員	
	吉原多久身	68,000	R3. 3. 16	千葉県市原市旭五所8-3	会社役員	
800	この頁の小計	1,008,583				
810	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名			金額	年月日	住所	職業	備考
		加藤岡弘幸	10,000	R3.3.16	千葉県大網白里市北今泉3571	会社役員	
		田中甲	998,000	R3.3.17	千葉縣市川市南八幡4-10-8	会社役員	
		山場泰雄	6,000	R3.3.19	千葉県千葉市美浜区真砂4-3-2-908	団体役員	
		清水文義	10,000	R3.3.23	東京都練馬区関町東1-12-15	会社役員	
		花澤知行	50,000	R3.4.8	千葉県山武市松尾町大堤318	会社役員	
		花澤長文	50,000	R3.4.8	千葉県山武市松尾町大堤318	会社役員	
		花澤優子	50,000	R3.4.8	千葉県山武市松尾町松尾18-1	会社役員	
		鈴木良一	50,000	R3.4.8	千葉県山武市松尾町木刀304	会社役員	
		谷尚樹	70,000	R3.4.9	千葉県千葉市稲毛区稲毛東2-10-8	団体役員	
		保坂義勝	30,000	R3.4.12	千葉県船橋市前原東5-31-10	会計士	
800		この頁の小計	1,324,000				
810		その他の寄附	6,557,205				→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計	9,839,788				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分	政治団体		
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		千葉県医師連盟	5,000,000	R3.7.7	千葉市中央区千葉港4-1	入江康文	
800		この頁の小計	5,000,000				
810		その他の寄附	0				→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計	5,000,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。  
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3) 政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					金額				備考	
項目					十億	百万	千	円		
1	経	常	経	費						
	(1)	人	件	費	0	1	0	2,957,216		
	(2)	光	熱	水	費	0	2	96,218		
	(3)	備	品	・	消	耗	品	費	0	
					0	3	0	5,465,055		
	(4)	事	務	所	費	0	4	856,806		
	小	計	((1)~(4))		8	0	0	9,375,295		
2	政	治	活	動	費					
	(1)	組	織	活	動	費	0	5	315,660	
	(2)	選	挙	関	係	費	0	6	0	
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			0	7	0	5,414,897	※(080)行から(110)行の合計を、	
	(内)	ア 機関紙誌の発行事業費			0	8	0	4,972,297		
		イ 宣伝事業費			0	9	0	442,600		
		ウ 政治資金パーティー開催事業費			1	0	0	0		
		エ その他の事業費			1	1	0	0		
	(4)	調	査	研	究	費	1	2	0	0
	(5)	寄	附	・	交	付	金	1	3	2,500,000
	(6)	その他の経費			1	4	0	0		
	小	計	((1)~(6))		8	0	1	8,230,557	うち本部・支部間の交付金合計 円	
	合	計			9	0	0	17,605,852	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要		

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。











(その15-3)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 ③. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		( 後援会報 )	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
後援会報印刷代	275,000	R3. 8. 3	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12		
この頁の小計	275,000					
その他の支出	0					
合計	275,000					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-3)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 ③. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(その他チラシ)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
チラシ印刷代	777,700	R3.3.2	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12		
チラシ印刷・配布代	1,500,000	R3.3.5	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12		
チラシ配布代	2,381,327	R3.3.8	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12		
この頁の小計	4,659,027					
その他の支出	38,270					
合計	4,697,297					

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-4)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		( 広報活動費 )	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
室内ポスター印刷代	217,800	R3.2.15	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12		
ポスター作成	114,800	R3.3.30	株式会社ANITTO	鎌ヶ谷市東中沢4-2-38	振込明細書に係る支出目的書	
動画制作費	110,000	R3.5.17	株式会社Innovation Power	千葉県柏市東上町2-28	振込明細書に係る支出目的書	
この頁の小計	442,600					
その他の支出	0					
合計	442,600					

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別紙として作成すること。

(その15-7)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 ⑦. 寄附・交付金 8. その他の経費		(寄付)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
寄付	十億	百万	千	円	R3. 8. 3	俊葉会	千葉市中央区神明町5-19クレセントビル2階	
寄付					R3. 12. 23	幹を強くする千の葉の会	千葉市若葉区千城台北3-3-10シティハイムテシロ102	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分				有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	14	15	16			
ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

**全団体必要**

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 25 日

政治団体の名称 **熊谷俊人後援会**

会計責任者の氏名 **秋山 忍**



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名 (印) )

※解散の場合は、解散届も必要となります。

**全団体必要**